

さいたま市告示第491号

さいたま市浦和区役所総合案内業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市浦和区役所総合案内業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 株式会社アイデックサービス
- (2) 代表者 代表取締役 小池 洋士
- (3) 所在地 さいたま市桜区田島4丁目15-15

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年2月24日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月11日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

浦和区役所情報公開コーナーにおける有償刊行物の頒布に係る売払代金

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市浦和区役所くらし応援室
- (2) 電話 電話 048(829)6049